

ケーブル防災特性認証料等細則

(目的)

第 1 条 この細則は、ケーブル防災性能認証に関する規則 第 24 条の認証料等に係る料金を定める。

(認証料金)

第 2 条 ケーブル防災性能認証に係る料金及び納付時期は次の表のとおりとする。

(単位；円、消費税を含まず。)

項目	試験規格		料金	納付時期
型式認証申請料 (新規・更新)	—		23,000	申請受付後にセンター が発行する請求書の受 領後速やかに
製品試験料	耐延焼性試験	JIS C3521	332,000	
		IEC 60332-3-21 注1)	225,000	
		IEC 60332-3-22 注1)		
		IEC 60332-3-23 注1)	172,000	
		IEC 60332-3-24 注1)		
		IEC 60332-3-25 注1)		
		IEEE 383 1974	332,000	
		IEEE 1202 注2)	227,000	
		試料取付費 (100 本を超えた場合 100 本毎)	70,000	
	発煙性試験	JIS C3612 附属書 A	104,000/ 1 材料	
		IEC 61034-2 注1)	108,000	
	酸性度試験	JIS C3666-2	111,000/1 材料	
		IEC 60754-2	111,000/1 材料	
現地調査料 (注 3)	—		84,000/日/人	
年間認証維持料 (注 4)	—		51,000	各年度にセンターが発 行する請求書の受領 後速やかに

注1) 1 回目の試験で不合格となった場合、更に 2 回の試験を実施する。この場合、追加の試験回数分の試験料金が加算される。

注2) 2 回の試験のうち 1 試験が不合格となった場合、更に 2 回の試験を実施する。この場合、追加の試験回数分の試験料金が加算される。

注3) 調査は原則 2 人で実施

注4) 同一製品が複数の認証を取得した場合、2 以上の認証に対しての年間維持料は不要

(旅費等)

第 3 条 センターの役職員が申請者の求めにより試験立会等のため申請者が指定する場所へ出張したとき又は品質に関する審査若しくは立ち入り検査のため申請者若しくは認証取得者の工場若しくは事業場に出張したときは、第 2 条、第 3 条又は第 4 条の料金に加えて、申請者又は認証取得者は、センターの旅費規則が定める旅費（交通費及び日当宿泊費）をセンターからの請求書を受領後速やかに納付しなければならない。

(収納料金の返納)

第 4 条 センターは、次の表の左欄に掲げる場合には、同欄の区分に応じて、それぞれ右欄に定める金額を申請者又は認証取得者に返納しなければならない。

区分	返納金額
誤って過剰な料金を収納したとき	超過金額
センターの都合で型式認証ができなくなったとき	全額
製品試験に着手する前に申請の取り下げがあったとき	製品試験料の全額
製品試験立会に着手する前に申請の取り下げがあったとき	製品試験立会料の全額
品質管理に係る審査のための現地調査に着手する前に申請の取り下げがあったとき	現地調査料の全額

2. センターは、前項に規定する場合を除き一旦納付された料金は返納しないものとする。

附則（2018 年 11 月 1 日）

この細則は、2018 年 11 月 1 日から施行する。

附則（2019 年 2 月 4 日）

この細則は、2019 年 2 月 4 日から施行する。

- (1) JIS C3666-2 について、試験料金を設定した。

附則（2026 年 7 月 10 日）

この細則は、2026 年 7 月 10 日から施行する。

- (1) 人件費、物件費の高騰により、試験料金を変更した。